

一般社団法人日本衛生検査所協会 支部規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の定款第4条に規定する事業を日本全国において円滑に運営するために、支部の組織及び運営について定める。

(事務所)

第2条 支部の事務所の位置は、別表1のとおりとする。

第2章 支部役員

(支部役員の数)

第3条 支部に次の役員を置く。

幹 事 4人以上 25人以内（うち支部長1人、副支部長3人以内）
監 査 1人

2 各支部の幹事の定数は、別表2のとおりとする。

(役員を選任)

第4条 幹事及び監査は、支部総会において、正会員（会員代表者）の中から選任する。

2 支部長は、幹事の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 副支部長は、幹事の互選により選任する。

4 幹事及び監査は、相互にこれを兼ねることができない。

5 前各項に定めるもののほか、支部の役員を選任に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

6 支部総会において幹事及び監査を選任したとき、幹事の互選により支部長を選出したとき及び副支部長を選任したときは、遅滞なく、その旨を様式第1号の支部役員名簿にて会長に報告する。幹事及び監査に異動があったときも同様とする。

(役員職務)

第5条 支部長は、支部を代表し、支部を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、支部の業務を執行する。

4 監査は、支部の会計を監査し、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会 議

(会議)

第7条 支部に、支部総会及び幹事会を置く。

(支部総会)

第8条 支部総会は、その支部の所管区域内の正会員をもって構成する。

- 2 支部総会は、支部長が招集する。
- 3 支部総会の議長は、支部長とする。
- 4 支部総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 支部総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 支部構成会員は、その支部の支部総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(幹事会)

第9条 幹事会は、支部長が招集する。

- 2 幹事会の議長は、支部長とする。
- 3 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 支部構成会員は、その支部の幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第10条 支部総会及び幹事会の議事録は、支部長及び出席者の中から選任された議事録署名人2人が署名し、これを支部に保管する。

(委員会等)

第11条 支部は、必要に応じ、幹事会の決議を経て、委員会並びに都道府県単位又は各地区毎にそれぞれ「地区協議会」又は「地区ブロック会議」を置くことができる。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、幹事会の決議を経て、支部長が別に定める。

第4章 名誉支部長、顧問及び参与

(名誉支部長、顧問及び参与)

第12条 支部に名誉支部長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉支部長は支部総会の承認を得て決定する。
- 3 顧問及び参与は幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。
- 4 顧問は支部長の諮問に応じ意見を述べるものとする。
- 5 参与は支部長の求めにより、支部業務に参画するものとする。
- 6 顧問及び参与の任期は、委嘱した支部長の在任期間とする。

第5章 会 計

(財産の管理)

第13条 支部の管理に属する財産は、支部長が管理する。

(経費の支弁)

第14条 支部の経費は、原則として、支部交付金をもって支弁する。

- 2 支部交付金に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(決算)

第15条 支部長は、毎会計年度終了後決算書類を作成し、支部総会の承認を受けて、その会計年度終了後2ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第16条 支部の事務を処理するため、支部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務責任者を置く。
- 3 事務責任者は支部長が任免する。

(組織及び運営等)

第17条 事務局の組織運営及び事務の処理に関し必要な事項は、幹事会の決議を経て、支部長が別に定める。

第7章 補 則

(細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(本規則の改廃)

第19条 この規則は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規則は、昭和62年3月25日から適用する。

この改定は、平成元年3月23日から実施する。

この改定は、平成元年5月22日から実施する。

この改定は、平成3年3月28日から実施する。

この改定は、平成3年5月22日から実施する。

この改定は、平成3年12月1日から実施する。

この改定は、平成6年3月24日から実施する。

この改定は、平成7年3月23日から実施する。

この改定は、平成10年3月26日から実施する。

この改定は、平成25年4月1日から実施する。

この改定は、平成27年5月24日から実施する。

この改定は、平成29年5月19日から実施する。

別表1

支部の事務所の所在地

支 部 名	事 務 所 の 所 在 地
北 海 道 支 部	北海道札幌市中央区北5条西18丁目9番地1 札幌臨床検査センター（株）内
東 北 支 部	宮城県仙台市若林区卸町東4-1-7 （株）江東微生物研究所 仙台支所 内
関東甲信越支部	東京都千代田区紀尾井町3番27号 剛堂会館ビル3階
北 陸 支 部	石川県金沢市近岡町309番地 （株）アルプ 内
中 部 支 部	岐阜県美濃加茂市西町7丁目169番地 一般財団法人総合保健センター 内
近 畿 支 部	大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目3番10号 長堀堂ビル6F601号
中 国 支 部	広島県福山市草戸町1丁目23番21号 （株）福山臨床検査センター 内
四 国 支 部	香川県綾歌郡綾川町畑田3322番地 （株）四国中検 内
九 州 支 部	福岡県福岡市中央区今泉2丁目1番32号 ライオンズマンション天神南501号

別表2

各支部の幹事の定数

支 部 名	幹 事 の 定 数	備 考
北 海 道 支 部	8 人 以 上 ~ 1 2 人 以 内	
東 北 支 部	7 人 以 上 ~ 1 0 人 以 内	
関 東 甲 信 越 支 部	2 2 人 以 上 ~ 2 5 人 以 内	
北 陸 支 部	4 人 以 上 ~ 7 人 以 内	
中 部 支 部	7 人 以 上 ~ 1 0 人 以 内	
近 畿 支 部	1 5 人 以 上 ~ 1 8 人 以 内	
中 国 支 部	4 人 以 上 ~ 7 人 以 内	
四 国 支 部	4 人 以 上 ~ 7 人 以 内	
九 州 支 部	9 人 以 上 ~ 1 2 人 以 内	

支 部 役 員 名 簿

(支 部)

役 職	氏 名 (会員代表者)	衛 生 検 査 所 名	
		名 称 及 び 所 在 地	法 人 役 職
支 部 長			
副 支 部 長			
〃			
〃			
幹 事			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
監 査			

当支部の役員（幹事及び監査）を選任し、支部長を選出し、副支部長を選任しましたのでご報告します。

平成 年 月 日

日本衛生検査所協会

_____支部

支部長_____印

一般社団法人日本衛生検査所協会
会 長 殿